

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。
※加算や再開に係る届出に伴い、変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。
※随時見直しを行っています。最新のはNAGOYAかいこネットをご確認ください

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

Table with columns for '事業所に関する変更', '加算', '共通', '介護', '休業', '再開', '廃止'. Rows include '変更があった事項', '提出書類', '変更届出書', '法人の登記事項証明書', '誓約書', '代表者情報', '事業所一覧', '運営規程の新旧対照表', '運営規程', '従業者の勤務体制...', '経歴書', '実務経験証明書', '認知症対応型...', '小規模多機能型...', '介護支援専門員の登録証...', '資格者証の写し', '契約書の写し', '介護施設・病院等...', '事業所平面図', '事業所の部屋別施設', '主要な場所の写真', '賃貸借契約書の写し...', '介護保険事業所...', '介護給付費算定...', '介護給付費算定...', '(介護予防)小規模多機能型...', 'サービス提供体制強化...', '総合マネジメント...', '看取り連携体制...', '看取り期における...', '訪問体制強化...', '休止届出書', '再開届出書', '廃止届出書', '業務管理体制にか...', '※名古屋市中...

- ★1) 事前相談が必要です。なお、区間移転(例：千種区から北区へなど)の場合、変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。(変更日の期日は、変更日の前々月の末日です。)
★2) 運営規程の従業者の員数について、「0人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。
★3) 宿泊費を変更する場合は、積算のわかるものを別に添付いただくか、変更届出書(第4号様式)に積算根拠をご記入ください。
★4) 事前相談が必要です。
★5) 過去に補助金を受けている場合は事前相談をお願いします。休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。
※名古屋市中...

- 注1) 代表者の住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
注2) 兼務関係の変更も届出が必要です。
注3) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。
注4) 認知症高齢者の介護従事経験3年以上の必要な知識と経験を持つことが示されていることが必要です。
注5) 看護職員の変更の場合に添付をお願いします。
注6) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
注7) サービス提供体制強化加算届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書(届出書作成用)を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。
注8) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善加算について(介護職員処遇改善実績報告について)」をご確認の上、実績報告書等を併せてご提出ください。
注9) NAGOYAかいこネットの「業務管理体制について」をご覧ください。

※届出の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。